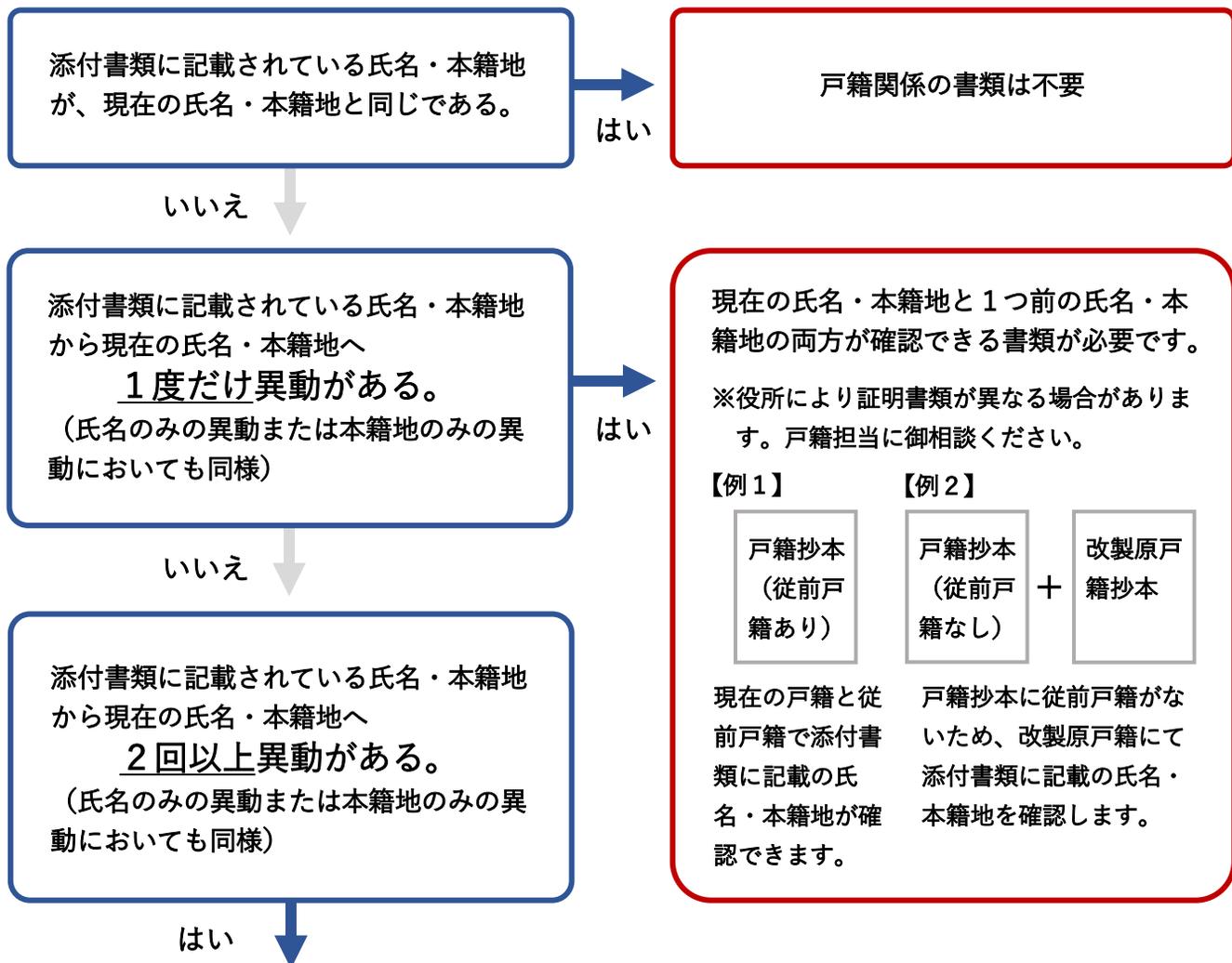


# 教員免許状各種申請の戸籍関係書類について

教員免許状各種申請の際、以下のいずれかに該当する場合、本人確認のため移動の変遷が確認できる戸籍抄本等が必要です。

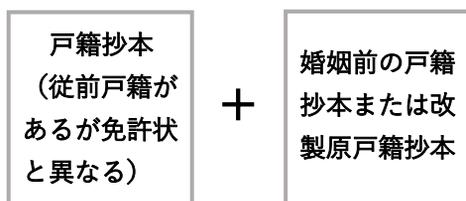
1. 添付書類に記載されている氏名または本籍地（もしくは両方）が、現在のものと異なる。
2. 添付書類の中に、氏名または本籍地（もしくは両方）の異なる書類がある。



添付書類に記載の氏名・本籍地から現在の氏名・本籍地まで全ての異動を確認できる書類が必要です。役所により証明書類が異なる場合があります。戸籍担当に御相談ください。

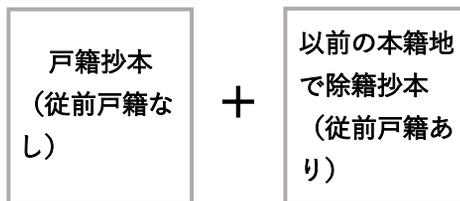
※現在の本籍のある役所だけでなく、以前本籍のあった役所からも書類を取り寄せなければならない場合もあります。

## 【例3】



免許授与後、引っ越しにより転籍し、その後婚姻した場合。

## 【例4】



免許授与後に婚姻し転籍した場合で、現在の役所の戸籍抄本に従前戸籍がない場合。